

防衛省仕様書改正票

DSP
D 6007F(3)

化学消防車用シャシ

制定 昭和51年3月25日

改正 令和 4年3月11日

(CHASSIS, TRUCK)

この改正票は、DSP D 6007F(化学消防車用シャシ)についてのものであり、DSP D 6007F(2)を含め、累積記載されている。この改正票は、DSP D 6007Fと併用される。

1.3 表1-種類 を次のように改める。

表1-種類

種類	駆動方式	物品番号	注記
1形	4×2	2320-288-3331-5	DSP D 6009の1形に適用
	4×4	2320-288-3332-5	
2形	4×4	2320-424-7351-5	DSP D 6009の2形に適用

1.5 a) 規格 中

JIS D 8101

自動車用油圧式携行ジャッキ

を削除する。

1.5 c) 法令等 に次を追加する。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)

2.3 ねじ部品類 を次のように改める。

ねじ部品類は、日本産業規格に規定されたもの、又は製造者標準品を使用する。

2.4 表2-構造(続き) 中

“ ”

名称			規定	
			シャシ, 1形	シャシ, 2形
操縦室	取付具	消火器用	粉末消火器ABC・1.8kg・加圧式・自動車の取付具1個を取り付けるものとする。	

を

2.
D 6007F(3)

“ ”

名称			規定	
			シャシ, 1形	シャシ, 2形
操縦室	取付具	消火器用	取付具1個を取り付ける。	

に改める。

5.1 表5－携行工具 を次のように改める。

表5－携行工具

名称	数量	注記	
		シャシ, 1形	シャシ, 2形
携行工具	1式	製造者標準品	

5.1 表6－附属品 中

“ ”

名称	数量	注記	
		シャシ, 1形	シャシ, 2形
消火器	1	粉末消火器・ABC・1.8 kg・自動車用(消防法の規格適合品)とする。ただし, 包装は, 除くものとする。	

を

“ ”

名称	数量	注記	
		シャシ, 1形	シャシ, 2形
消火器	1	粉末消火器・ABC・1.8 kg・自動車用(消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の規格適合品)とする。ただし, 包装は, 除く。	

に改める。

防衛省仕様書

D S P

化学消防車用シャシ

D 6007F

制定 昭和 51. 3. 25

改正 平成 25. 3. 26

(CHASSIS, TRUCK)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、主として駐屯地、基地内及びこれらの周辺地域の燃料油脂火災などの消火作業に使用する化学消防車用シャシ(以下、シャシという。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、**J I S D 0 1 0 1**及び**J I S D 0 1 0 2**による。

1.2.1

シャシ質量

シャシ質量とは、シャシに附属品を搭載した状態の質量をいう。

1.2.2

常用ブレーキ

常用ブレーキとは、走行中のトラックの制動に常用する制動装置をいう。

1.2.3

駐車ブレーキ

駐車ブレーキとは、常用ブレーキ以外の制動装置であり、停止中のトラックを機械的作用によって、停止状態に保持する制動装置をいう。

1.3 種類

種類は、表 1 による。

表 1 - 種類

種類	駆動方式	物品番号	注記
1形	4×2	_____	D S P D 6 0 0 9 の1形に適用
	4×4	_____	
2形	4×4	2320-424-7351-5	D S P D 6 0 0 9 の2形に適用

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称、種類及び駆動方式による。

例 化学消防車用シャシ, 1形, 4×2

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S D 0 1 0 1

自動車の種類に関する用語

J I S D 0 1 0 2

自動車用語 - 自動車の寸法、質量、荷重及び性能

J I S D 4 2 0 2

自動車用タイヤ呼び方及び諸元

J I S D 4 2 4 1

路上走行用自動車 - タイヤチェーン

2

D 6007F

- J I S D 5 3 0 1 始動用鉛蓄電池
- J I S D 8 1 0 1 自動車用油圧式携行ジャッキ
- J I S R 3 2 1 1 自動車用安全ガラス
- N D S Z 8 0 1 1 角形銘板
- J A T M A Y E A R B O O K 日本自動車タイヤ協会規格

b) 仕様書

- D S P D 6 0 0 9 化学消防車

c) 法令等

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第24号)

自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書で調達する製品は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令及び自衛隊の使用する自動車に関する訓令(以下、訓令という。)によるものでなければならない。

2.2 構成

構成は、次による。

- a) 機関
- b) 動力伝達装置及び走行装置
- c) ブレーキ装置
- d) 懸架装置
- e) かじ取り装置
- f) フレーム
- g) 操縦室
- h) 動力取出装置

2.3 ねじ部品類

ねじ部品類は、日本工業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。

2.4 構造・形状・寸法・質量

2.4.1 構造

構造は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2 - 構造

名称		規定	
		シャシ, 1形	シャシ, 2形
機関	形式	4サイクル水冷ディーゼル機関	
	最大出力	140 kW以上	
	消防用定格出力	140 kW以上	
	最大トルク	490 N・m以上	
	調速機	消防ポンプ駆動時にも作用するものとする。	

表 2 - 構造 (続き)

名称		規定	
		シャシ, 1形	シャシ, 2形
機関	始動電動機	24 V-4.5 kW以上	
	充電発電機	24 V-50 A以上	
	始動用鉛蓄電池	J I S D 5301の115E41R 2個又は115F51 2個とする。	
動力伝達装置及び走行装置	変速機	手動式,又は,自動式とし,訓令の規定に適合するものとする。	
	駆動方式	4×2又は,4×4とし,調達要領指定書によって指定する。	4×4
	タイヤ	J I S D 4202,又はJATMA YEAR BOOKに適合したのものとする。	
ブレーキ装置	常用ブレーキ	訓令の規定に適合するものとする。	
	駐車ブレーキ		
懸架装置	前軸	訓令の規定に適合するものとする。	
	後軸		
かじ取り装置	機構	ステアリングロック機構付パワーステアリング	
	ハンドルの位置	ハンドルの位置は,右側とする。	
	歯車装置	訓令の規定に適合するものとする。	
フレーム	訓令の規定に適合するものとする。		
操縦室	形式	キャブオーバー形クローズドダブルキャブ	
	乗車定員	前部座席3席,後部座席4席	
	ワイパ	ノーマルワイパ又はスノーワイパとする。	
	前(側)面ガラス	J I S R 3211による。	
	空調装置	手動式又は自動式とする。	
	ラジオ	車載用ラジオを取り付けるものとする。	
	取付具	消火器用	粉末消火器ABC・1.8 kg・加圧式・自動車の取付具1個を取り付けるものとする。
	非常信号灯用	国土交通省保安基準適合品,乾電池式(単3アルカリ乾電池),懐中電灯兼用式,ミニチュアバルブ(2.5 V以上,0.3 A)肩掛けフック付き用の取付具1個を取り付けるものとする。	
動力取出装置	ポンプ駆動用のフルパワーP.T.O又は,フライホイールP.T.Oを設けるものとし, D S P D 6009 2.5.2の性能を満たすものとする。		

2.4.2 形状・寸法

シャシの形状及び寸法は,1形は付図1を,2形は付図2を標準とする。

2.4.3 質量

質量は,表3による。

表 3 - 質量

単位 kg

項目	規定		
	シャシ, 1形(4×2)	シャシ, 1形(4×4)	シャシ, 2形
シャシ質量	4 900以下	5 400以下	4 700以下

2.5 外観・性能

2.5.1 外観

外観は、次による。

- 有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥があってはならない。
- 各部の塗装及びメッキにむらがあってはならない。

2.5.2 性能

性能は、車両総質量に相当する状態¹⁾で、表 4 による。

表 4 - 性能

項目	規定
最高速度	70 km/h以上
最小旋回半径	9.0 m以下
登坂能力 tan θ	0.3以上

注¹⁾ 車両総質量に相当する状態とは、シャシ1形は7 600 kg以上、2形は5 400 kg以上の質量を積載した状態をいう。

2.6 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方の仕様によるものとする。

2.7 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- 1種銘板²⁾を運転室前部の見えやすい位置に取り付けるものとする。

注²⁾ **NDS Z 8011**

- 3種銘板²⁾を取扱い上注意を要する箇所に取り付けるものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 携行工具・附属品

携行工具及び附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 5～表 6 による。

表 5 - 携行工具

名称	数量	注記	
		シヤシ, 1形	シヤシ, 2形
標準附属工具	1式	製造者標準品とする。ただし、契約担当官等の承認を受けるものとする。	
油圧式携行ジャッキ	1組	J I S D 8 1 0 1 の自動車用油圧式(携行)普通形ジャッキ10 tB	

表 6 - 附属品

名称	数量	注記	
		シヤシ, 1形	シヤシ, 2形
消火器	1	粉末消火器ABC・1.8 kg・加圧式・自動車用(消防法の規格適合品)とする。ただし、包装は除くものとする。	
非常信号灯	1	国土交通省保安基準適合品, 乾電池式(単3アルカリ乾電池), 懐中電灯兼用式, ミニチュアバルブ(2.5 V以上, 0.3 A), 肩掛けフック付き。	
予備タイヤ	1組	ホイール付き。	
タイヤチェーン	1組	J I S D 4 2 4 1 のタイヤチェーン	
始動用キー	1組	商慣習による。	

5.2 承認用図面

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

なお、提出部数は3部とする。

5.3 納入書類

5.3.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、シヤシ1両につき次による。

- a) 取扱説明書 1部
- b) 部品表 1部

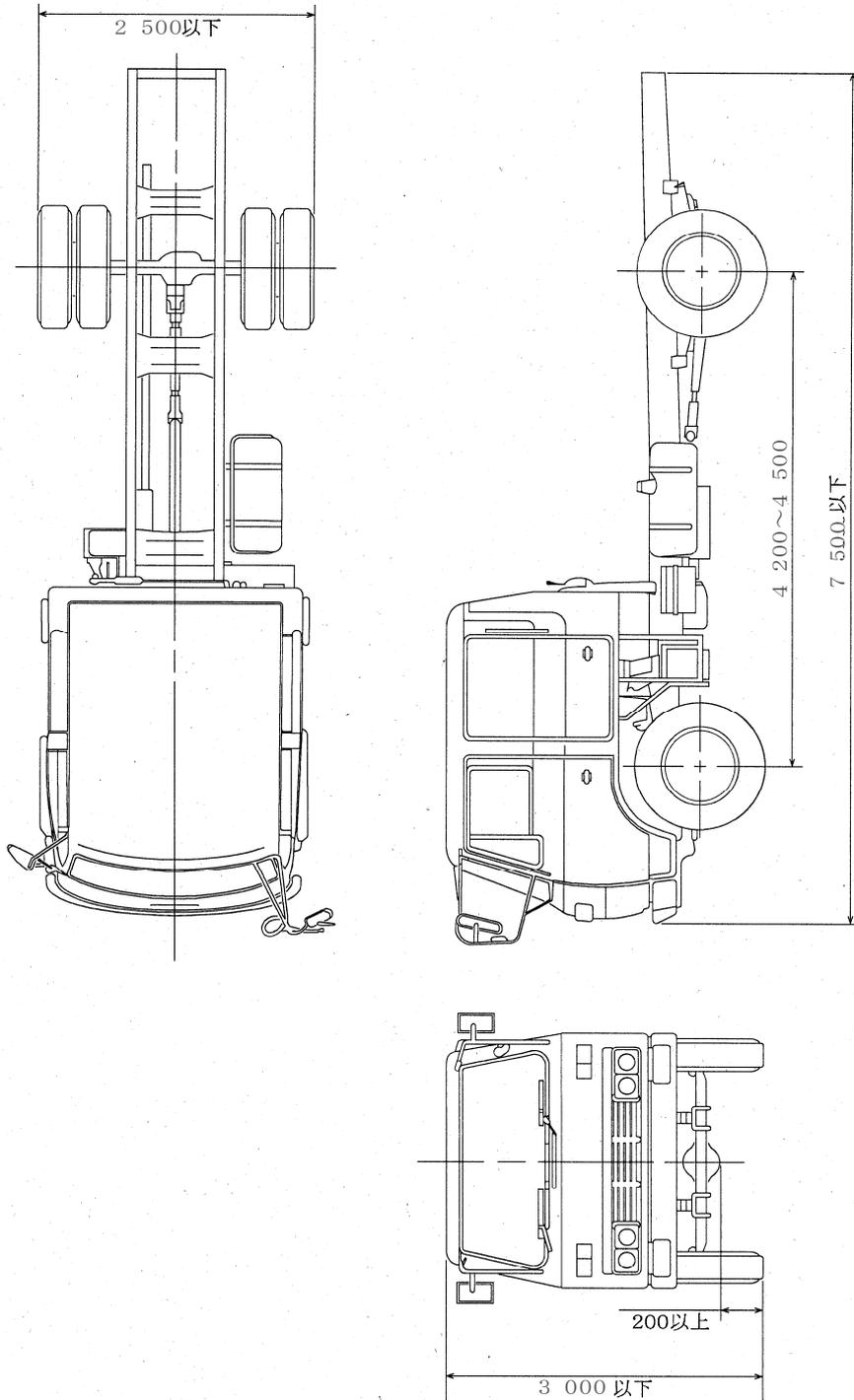
5.3.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 7 による。

表 7 - 提出書類

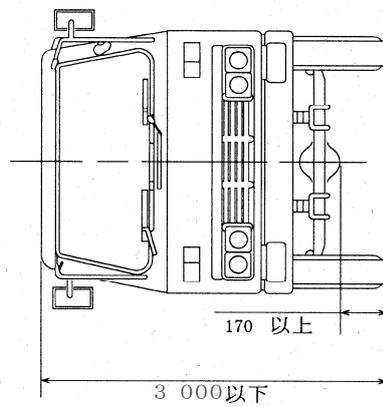
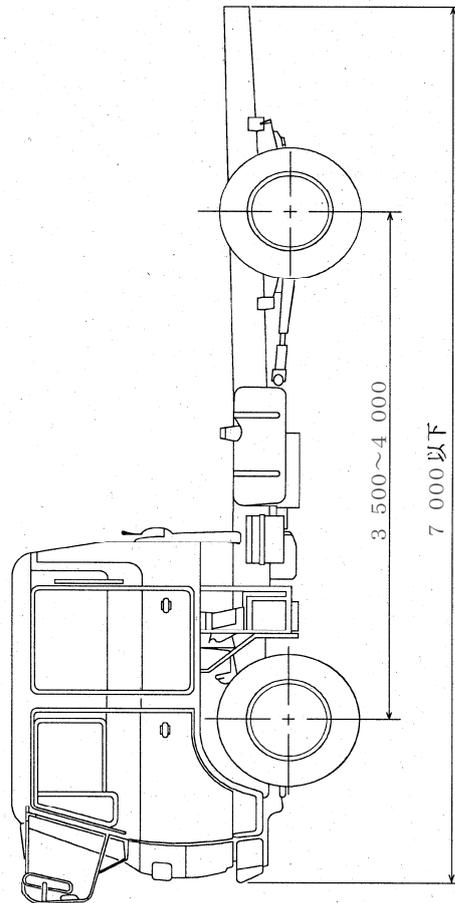
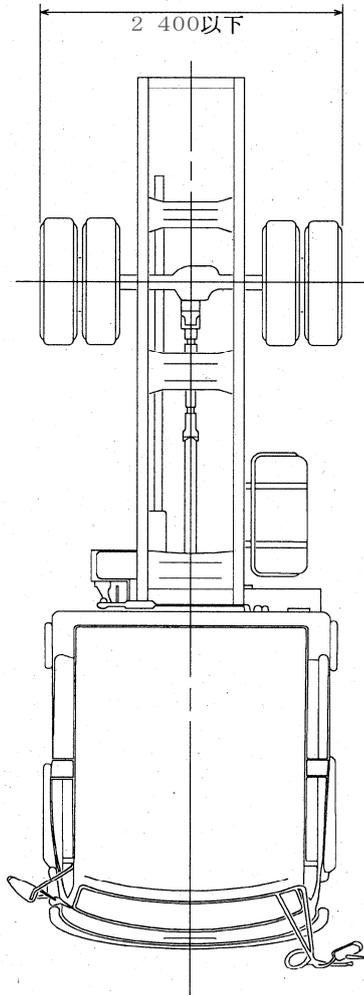
名称	数量	提出時期	提出先	注記
取扱説明書	1	納入時	調達要求元	整備基準を含む。
部品表	1			_____
完成品写真	1組			キャビネ版四面(前後左右)

単位 mm



図番	付図 1	名称	化学消防車用シャシ, 1形	尺度	—
防 衛 省					

単位 mm



図番	付図 2	名称	化学消防車用シャシ, 2形	尺度	—
防 衛 省					